

秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて

秦野市職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

人事院勧告等を踏まえ、次のとおり改正するものであります。

- (1) 本市職員の地域手当の支給率を引き上げること。
- (2) 通勤のため、自動車等の駐車場を利用する職員に駐車場の料金に対する通勤手当を支給すること。
- (3) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等又は週休日等ではない日の午後 10 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職員に管理職員特別勤務手当を支給すること。
- (4) 異常な自然現象等により、重大な災害が発生した箇所等での災害対応に係る作業等の業務に従事する職員に特殊勤務手当として災害応急作業等手当を支給すること。
- (5) 本市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の配偶者に係る扶養手当を廃止すること。



秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(秦野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「管理職手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第8条の2第2項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第9条第1項に次の1号を加える。

(3) 交通用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。次項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常とする職員で規則で定めるもの

第9条第2項中「25,900円を」の次に「、駐車場等の利用にあつては月額5,000円をそれぞれ」を加える。

第15条の2第3項中「次条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第15条の3 前条第3項に規定する職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日に勤務をした場合、その職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第3項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、その職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第23条第1項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第26条中「第37条」を「第39条」に、「第7条」を「第8条」に改める。

(秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成2年秦野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 災害応急作業等手当

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等手当)

第8条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又はその現場における重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）

ア 河川の堤防、港湾施設又は鉄道施設等

イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業

(3) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害対応に係る作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれの各号に定める額（大規模な災害として市長が認める災害に係る作業に従事した場合は、1,080円）とする。

(1) 前項第1号の作業 作業の種類に応じ、それぞれに定める額

ア 巡回監視 710円

イ 応急作業等 1,080円

(2) 前項第2号の作業 1,080円

(3) 前項第3号の作業 840円

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手当の額は、それぞれの各号に定める額（同一の日において各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、それぞれの各号に定める額のうちいずれか高い額）とする。

(1) 第1項各号に掲げる作業が午後5時15分から午前8時30分までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項各号に掲げる作業が、市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

（秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及び第15条の2」を「、第15条の2及び第15条の3」に改める。

（秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年秦野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を、「住居手当」の次に「、特殊勤務手当」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第4条の2 前条第2項に規定する職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間等条例第6条に規定する週休日（次項において

「週休日」という。)又は勤務時間等条例第7条に規定する祝日法等による休日又は年末年始の休日(次項において「休日」という。)に勤務をした場合、その職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、前条第2項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日又は休日に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、その職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の3の次に次の1条を加える。

(特殊勤務手当)

第5条の4 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する。

第6条第1項第2号中「交通用具」を「交通の用具で任命権者が認めるもの(次号において「交通用具」という。)」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 交通用具の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。)を利用し、その料金を負担することを常とする職員

第19条中「第4条」の次に「、第4条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第11号 秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p><b>秦野市職員の給与に関する条例の一部改正</b></p>	
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(3) 交通用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。次項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常とする職員で規則で定めるもの

2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、交通機関等の利用にあつては運賃等の額に相当する額とし、交通用具の使用にあつては月額25,900円を、駐車場等の利用にあつては月額5,000円をそれぞれ超えない範囲内において規則で定める額とする。

3・4 (略)  
(管理職手当)

第15条の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により管理職手当を支給される職員には、第12条第1項及び第5項、第13条第2項、第14条並びに第16条第1項の規定は、適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第15条の3 前条第3項に規定する職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日に勤務をした場合、その職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第3項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から

2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、交通機関等の利用にあつては運賃等の額に相当する額とし、交通用具の使用にあつては月額25,900円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

3・4 (略)  
(管理職手当)

第15条の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により管理職手当を支給される職員には、第12条第1項及び第5項、第13条第2項、第14条並びに次条第1項の規定は、適用しない。

翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、その職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき  
12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき  
6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の基準月額)

第23条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基準となる月額（次条第1号において「基準月額」という。）は、そのパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間の時間数が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間の時間数と同一であるとした場合に、そのパートタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて、別表第4に定める給料月額に、100分の12を加算した額とする。

2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の基準月額)

第23条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基準となる月額（次条第1号において「基準月額」という。）は、そのパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間の時間数が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間の時間数と同一であるとした場合に、そのパートタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて、別表第4に定める給料月額に、100分の10を加算した額とする。

2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第26条 秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成2年秦野市条例第3号。以下この条及び第39条において「特殊勤務手当条例」という。)第3条から第8条までに規定する業務に従事することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の規定により算出して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第26条 秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成2年秦野市条例第3号。以下この条及び第37条において「特殊勤務手当条例」という。)第3条から第7条までに規定する業務に従事することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の規定により算出して得た額の報酬を支給する。

### 秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) - (5) (略)

(6) 災害応急作業等手当

(災害応急作業等手当)

第8条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又はその現場における重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(次項において「応急作業等」とい

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) - (5) (略)

う。)

ア 河川の堤防、港湾施設又は鉄道施設等

イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項  
（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている  
区間内の道路又はその周辺

(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある  
場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための  
立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、  
工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業

(3) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生  
した箇所又はその周辺において行う災害対応に係る作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき次の各号に  
掲げる作業の区分に応じ、それぞれの各号に定める額（大規模  
な災害として市長が認める災害に係る作業に従事した場合は、  
1,080円）とする。

(1) 前項第1号の作業 作業の種類に応じ、それぞれに定める  
額

ア 巡回監視 710円

イ 応急作業等 1,080円

(2) 前項第2号の作業 1,080円

(3) 前項第3号の作業 840円

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手当の額は、それぞれの各号に定める額（同一の日において各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、それぞれの各号に定める額のうちいずれか高い額）とする。

(1) 第1項各号に掲げる作業が午後5時15分から午前8時30分までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項各号に掲げる作業が、市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(支給日)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

(支給日)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

### 秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(給与条例の適用除外等)

第8条 秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第7条、第8条の3、第12条から第14条まで、第15条の2及

(給与条例の適用除外等)

第8条 秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第7条、第8条の3、第12条から第14条まで及び第15条の2

び第15条の3の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2-4 (略)

の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2-4 (略)

### 秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(給与の種類)

第2条 (略)

2 (略)

3 手当の種類は、管理職手当、管理職員特別勤務手当、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(管理職員特別勤務手当)

第4条の2 前条第2項に規定する職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間等条例第6条に規定する週休日(次項において「週休日」という。)又は勤務時間等条例第7条に規定する祝日法等による休日又は年末年始の休日(次項において「休日」という。)に勤務をした場合、その職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第2項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日又は休日に含まれる時間を除

(給与の種類)

第2条 (略)

2 (略)

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合、その職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(扶養手当)

第5条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主として職員の扶養を受けているものをいう。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(特殊勤務手当)

第5条の4 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。

(扶養手当)

第5条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主として職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。

- (1) (略)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で任命権者が認めるもの(次号において「交通用具」という。)を使用することを常とする職員
- (3) 交通用具の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。)を利用し、その料金を負担することを常とする職員

2 (略)

(会計年度任用職員についての適用除外)

第19条 第4条、第4条の2、第5条、第5条の3、第7条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員には適用しない。

2 第4条、第4条の2、第5条、第5条の3及び第7条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

- (1) (略)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常とする職員

2 (略)

(会計年度任用職員についての適用除外)

第19条 第4条、第5条、第5条の3、第7条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員には適用しない。

2 第4条、第5条、第5条の3及び第7条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員には適用しない。

## 秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて

### 1 地域手当及び駐車場の利用に対する通勤手当について

#### (1) 経過

人事院では、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的として、給与水準、俸給制度及び諸手当制度の見直しに関する勧告を行っており、令和 7 年 8 月 7 日の人事院勧告において、令和 8 年度の地域手当の支給率が示されたほか、自動車等の駐車のための施設の利用に対する通勤手当を新設する旨が勧告されました。

地方公務員の給与は、地方公務員法第 2 4 条第 2 項により均衡の原則が定められていることから、人事院勧告及び他市との均衡等を踏まえ、改正するものです。

#### (2) 改正内容

##### ア 地域手当について

地域手当の支給率を 1 0 % から 1 2 % に引き上げます。

人事院は、国家公務員が本市域内に勤務する場合、令和 8 年度の支給率は 1 1 % (制度完成時 1 2 %) としていますが、県内各市との均衡等、特に近隣市の支給率が 1 2 % 若しくはそれ以上であることを踏まえるものです。

##### イ 駐車場の利用に対する通勤手当について

通勤における自動車等の駐車場の料金に対する通勤手当を設けます。手当の額は、月額 5, 0 0 0 円を超えない範囲内とし、その他必要な事項は規則で定めます。

##### (人事院勧告概要)

自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、月額 5, 0 0 0 円を上限とする駐車場の利用に対する通勤手当を新設。

### 2 管理職員特別勤務手当について

#### (1) 経過

本市では、平成 4 年 4 月に、管理職員の週休日等の勤務に対する管理職

員特別勤務手当を設けましたが、週休日等の勤務は振替制度を適用すること等の理由により、平成16年に廃止しています。

しかし、その後、平成26年人事院勧告及び令和6年人事院勧告において、「災害への対処」等を踏まえ、管理職員特別勤務手当の支給対象時間等が拡大されるなど、近年の気候変動等を踏まえた制度とされており、平成26年人事院勧告以降、この手当を設ける市が増え、現在、県内のほぼ全ての市で設けられています。

このように、制度廃止当時と現在とでは、自然災害の激甚化・頻発化及び各市との均衡等、状況が異なっていること等を踏まえ、管理職員に対してその勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、管理職員特別勤務手当を設けるものです。

## (2) 改正内容

ア 対象となる職員

管理職職員

イ 要件及び手当額

(ア) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等に勤務した場合

勤務1回につき12,000円以内で規則で定める額

(イ) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等ではない日の午後10時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間ではない時間に勤務した場合

勤務1回につき6,000円以内で規則で定める額

(ウ) (ア)及び(イ)について、勤務時間を考慮し、規則で定める勤務の場合は100分の150を乗じた額とする。

## 3 災害応急作業等手当について

### (1) 経過

特殊勤務手当である災害応急作業等手当の運用について、国から、令和6年1月19日付け総行給第8号及び総行派第3号により、地方公共団体の職員は、国の職員が業務を行うことが想定しにくい多くの現場業務に従事しており、その事例として、避難所の運営等の業務、罹災証明にかかる家屋調査などについても、災害応急作業等手当の支給対象業務に該当する旨が通知されました。

また、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について、国から、令和6年8月1日付け消防消第247号及び消防広第188号により、その活動の特殊性を評価し、類似の活動に従事している国家公務員や警察職員との待遇面での均衡を踏まえ、適切に対応するよう通知されました。

これらの通知及び他市との均衡等を踏まえ、災害時に応急作業等の業務に従事する職員の処遇を確保するため、特殊勤務手当に災害応急作業等手当を設けるものです。

## (2) 改正内容

秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正し、特殊勤務手当に災害応急作業等手当を設けます。

なお、作業内容及び手当の額は、次のとおりとします。

	作業内容	支給額(日額)
①	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防、道路（通行禁止区間）等の巡回監視	710 円
②	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防、道路（通行禁止区間）等の応急作業等	1,080 円
③	噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において立退き指示区域等での災害状況の調査、巡回監視等	1,080 円
④	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺での災害対応に係る作業	840 円

※①、④について大規模な災害に係る作業 1,080 円

※午後5時15分から午前8時30分の間の作業 50%加算

※著しく危険な区域での作業 100%加算

## 4 企業職員の扶養手当について

秦野市職員の給与に関する条例の一部改正による配偶者に係る扶養手当の廃止（令和8年4月1日施行）に伴い、秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例で規定している配偶者に係る扶養手当を廃止します。

## 5 施行日

令和8年4月1日